

## 第5章 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

### I. 子ども・子育て支援事業計画について 【一部修正】P.98

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育等事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定め、5年を1期とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。本市では、平成27年3月に「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

本章では、国の「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に加えて、こどもと子育て世帯を取り巻く状況の変化や直近の実績値等を踏まえて、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3期計画」という。)における教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載します。

### 2. 教育・保育等提供区域の設定と量の見込みの算出 【一部修正】P.98

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育等提供区域を定め、区域ごとに教育・保育等施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

#### (1) 教育・保育等提供区域の設定

本市では、教育・保育等提供区域を市全体の1区域とし、利用者のニーズや提供体制に応じ、柔軟に対応することができるようになります。

#### (2) 量の見込みの算出方法について

量の見込みの算出方法については、令和5年度に「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望の把握に加えて、第2期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制及び人口推計の今後の動向等を踏まえて、今後5年間の施設整備及び事業の方向性等を勘案し、教育・保育等施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出し、確保方策を示しています。

■教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業一覧【一部修正】P.100

分類	事業
教育・保育等	(1) 1号認定(3歳以上保育の必要なし)
	(2) 2号認定(3歳以上保育の必要あり)
	(3) 3号認定(3歳未満保育の必要あり)
	(4) 乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業(延長保育事業)
	(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
	(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
	(4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)
	(5) 一時預かり事業
	(6) 病児・病後児保育事業
	(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
	(8) 利用者支援事業
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
	(10) 養育支援訪問事業
	(11) 妊婦健康診査
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 子育て世帯訪問支援事業
	(14) 児童育成支援拠点事業
	(15) 親子関係形成支援事業
	(16) 妊婦等包括相談支援事業
	(17) 産後ケア事業

(8) 利用者支援事業【一部修正】P.101

こども又はその保護者の身近な場所で教育・保育等施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

## 5 教育・保育等の量の見込みと確保方策

(2) 2号認定(3歳以上保育の必要あり) 【一部修正】P.105

ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込(延べ人数)		1,088	1,079	1,069	1,025	1,010
②確保方策		1,218	1,204	1,194	1,150	1,135
	特定教育・ 保育施設	1,218	1,204	1,194	1,150	1,135
	認可外 保育施設	-	-	-	-	-
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0
③過不足 (②-①)		130	125	125	125	125

(4) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）【新規掲載】

ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策（単位：人）

（令和8年度・9年度の利用時間：3時間）

（令和10年度以降の利用時間：10時間）

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	0歳児	-	5	5	16	15
	1歳児	-	6	6	18	18
	2歳児	-	4	4	13	12
②確保方策	0歳児	-	5	5	16	15
	1歳児	-	6	6	18	18
	2歳児	-	4	4	13	12
③過不足 (②-①)		-	0	0	0	0

イ 実施時期、提供体制と確保の考え方

令和8年4月からは、利用時間3時間で実施。令和10年度以降は利用時間10時間で実施。既存の公立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所の一部で量の見込みをすべて確保します。

## **7 教育・保育等の一体的提供及びその推進に関する体制の確保**

### **(2) 教育・保育等及び地域こども子育て支援事業の役割と必要性 【一部修正】P.122**

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期には、適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育等や子育て支援を安定的に提供することが必要です。

本市では、幼稚園教諭や保育士等の専門家の専門性を高めるために、合同研修会等を実施し、幼児期の教育・保育等における専門性向上の事業を積極的に進めています。

### **(3) 教育・保育施設等関係団体との相互の連携・接続の推進方策 【全体修正】P.122**

地域全体で子どもの健やかな成長を支えるため、教育・保育施設等をはじめとする関係機関や団体との連携を強化し、情報提供を通じた協力体制の構築を支援します。

特に乳幼児期の教育・保育が途切れることなく提供されるよう、乳児等通園支援事業が満3歳以上のことどもを対象としていることから、認定こども園や幼稚園への満3歳児クラス活用の働きかけを行います。

また、教育・保育施設から小学校への接続を円滑化するため、小学校への情報提供を行い、こども一人ひとりの継続的な学びと成長を支援していきます。

## **9. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制の確保【新規掲載】**

乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満のことどもを対象とする事業である一方、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所など）は、満3歳以降も含めた小学校就学前のことどもを対象としています。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めます。

また、満3歳以降の認定こども園・幼稚園等への円滑な移行を促進する必要があり、この移行に際し、情報提供や関係機関との連携を強化することで、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な接続を図ります。